

## 第3章 新庁舎の施設

### 1. 新庁舎への配置対象となる組織

新庁舎は、現在分散している「本館・新館・東館」などにある部局を“ワン部局ワンフロア”を基本に配置し、配置対象となる組織（部局）は次のとおりとする。

部 局	課 ・ 室
総 務 部	総務課（防災対策室）・企画課・秘書課・人事課・情報管理課・水資源対策課
財 務 部	財政課・財産管理課・税務課・納税課・契約検査課
市 民 部	生活課・市民活動支援課・市民課・人権推進課・保険年金課
保 健 福 祉 部	厚生課・子ども支援課（家庭子ども相談室）・障がい福祉課・高齢福祉課（地域包括支援センター）・介護保険課・健康課
経 済 部	産業振興課（産業誘致推進室）・観光交流課・農政課・林政課
都 市 建 設 部	都市計画課・土木課・道路維持課・区画整理課・建築課・建築指導課
会 計 管 理 者	会計課
教 育 委 員 会	教育総務課・学校教育課
議 会 事 務 局	同左事務局
選挙管理委員会事務局	同左事務局
監査委員会事務局	同左事務局
農業委員会事務局	同左事務局

## 2. 新庁舎における階層構成

新庁舎の階層構成については、窓口の利用頻度を考慮し、市民及び職員にとっても利用しやすい配置とする。

### 新庁舎階層構成の方針

- ◇低層階には、市民の利用頻度の高い「窓口業務」「相談業務」「情報提供」機能を所管する部局を集中的に配置する。特に、窓口のワンストップサービスの充実を図る。
- ◇中層階には、日常的な窓口業務を有しない行政の中核機能や防災拠点機能などを所管する部局を配置する。
- ◇議会機能については、議決機関として独立性を保つとともに、傍聴・情報提供機能を充実するなど市民に開かれた議会施設となるよう配慮し、高層階に配置する。なお、「議場」は、地場産材の活用や木のPRを図るため、総事業費の枠内に収まることや来客用駐車場台数の確保を前提条件として、費用対効果を十分に見極めながら、今後の設計において、別棟による木造化を検討する。
- ◇その他の部局は、高層階に配置する。

#### <新庁舎階層構成のイメージ>

なお、階層構成は、今後の設計において見直しや変更が生じる場合がある。

